

● 国立研究開発法人情報通信研究機構情報セキュリティ管理規程
(平成29年8月3日 17規程第10号)

改正 平成31年 3月26日 18規程第 64号

改正 令和 4年 3月29日 21規程第 70号

改正 令和 6年 7月23日 24規程第 39号

目次

第1章 目的及び適用対象 (第1条—第2条)

第2章 情報セキュリティ対策のための基本方針 (第3条—第14条)

第3章 情報セキュリティ対策のための基本対策 (第15条—第23条)

附則

第1章 目的及び適用対象

(目的)

第1条 本規程は、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号。以下「法」という。）第二十六条第一項第二号に定める国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準として策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）のサイバーセキュリティ対策を含む情報セキュリティ対策の強化・拡充を図ることを目的とする。

(適用対象)

第2条 本規程の適用対象とする者は、機構において当該法人の業務に従事している役職員その他の指揮命令に服している者であって、次項に規定する情報を取り扱う者（以下「職員等」という。）とする。

2 本規程の適用対象とする情報は、職員等が職務上取り扱う情報であって、情報処理若しくは通信の用に供するシステム（以下「情報システム」という。）又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び情報システムに入力された書面に記載された情報を含む。）及び情報システムの設計又は運用管理に関する情報とする。

第2章 機構の情報セキュリティ対策のための基本方針

(管理体制)

第3条 機構は、情報セキュリティ対策を実施するための組織・体制を整備しなければならない。

2 機構は、最高情報セキュリティ責任者1人を置かなければならない。

3 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティポリシー（機構における情報及び情報システムの情報セキュリティを確保するための情報セキュリティ対策の基準をいう。以下同じ。）等の審議を行う機能を持つ組織として情報セキュリティ委員会を設置し、委員長及び委員を置かなければならない。

4 最高情報セキュリティ責任者は、本規程にて規定した機構における情報セキュリティ対策に関する事務を統括するとともに、その責任を負う。

5 最高情報セキュリティ責任者は、別に定める情報セキュリティポリシーに定められた自らの担務を、情報セキュリティポリシーに定める責任者等に担わせることができる。

(資産管理)

第4条 機構は、機構の資産の状況を把握するため、所管する情報システムに係る文書及び台帳を整備しなければならない。

(リスク評価と対策)

第5条 機構は、自組織の目的等を踏まえ、第11条に定める自己点検の結果、第12条に定める情報セキュリティ監査の結果、法に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を勘案した上で、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(情報セキュリティポリシー)

第6条 機構は、自組織の特性を踏まえ、情報セキュリティポリシーを定めなければならない。

2 情報セキュリティポリシーは、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(以下「統一基準」という。)に準拠し、これと同等以上の情報セキュリティ対策が可能となるように定めなければならない。

(対策推進計画)

第7条 最高情報セキュリティ責任者は、第5条の評価の結果を踏まえた情報セキュリティ対策を組織的・継続的に実施し、総合的に推進するための計画(以下「対策推進計画」という。)を定めなければならない。

2 機構は、対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

(例外措置)

第8条 機構は、情報セキュリティポリシーに定めた情報セキュリティ対策の実施に当たり、例外措置を適用するために必要な申請・審査・承認のための手順と担当者を定めなければならない。

(教育)

第9条 機構は、職員等が自覚をもって情報セキュリティポリシーに定められた情報セキュリティ対策を実施するよう、情報セキュリティに関する教育を行わなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応)

第10条 機構は、情報セキュリティインシデントに対処するため、適正な体制を構築するとともに、必要な措置を定め、実施しなければならない。

2 情報セキュリティインシデントの可能性を認知した者は、情報セキュリティポリシーに定める報告窓口に報告しなければならない。

3 情報セキュリティポリシーに定める責任者は、情報セキュリティインシデントに関して報告を受け又は認知したときは、必要な措置を講じなければならない。

(自己点検)

第11条 機構は、情報セキュリティ対策の自己点検を行わなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第12条 機構は、情報セキュリティポリシーが本規程及び統一基準に準拠し、かつ実際の運用が情報セキュリティポリシーに準拠していることを確認するため、情報セキュリティ監査を行わなければならない。

(対策の見直し)

第13条 機構は、第5条の評価に変化が生じた場合には、情報セキュリティ対策を見直さなければならない。

2 機構は、第5条の評価結果を踏まえ、情報セキュリティポリシーの評価及び見直しを行わなければならない。

3 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の運用及び自己点検・情報セキュリティ監査・法に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査等を総合的に評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、対策推進計画の見直しを行わなければならない。

(所管省庁との連携)

第14条 機構は、情報セキュリティポリシーを定める際に、必要に応じて総務省の情報セキュリティポリシーを参照することとする。

第3章 情報セキュリティ対策のための基本対策

(情報の格付)

第15条 機構は、取り扱う情報に、機密性、完全性及び可用性の観点に区別して、分類した格付を付さなければならない。

2 機構は、自組織以外の組織との情報の提供、運搬及び送信に際しては、前項で定めた情報の格付のうち、いかなる区分に相当するかを明示等しなければならない。

(情報の取扱制限)

第16条 機構は、情報の格付に応じた取扱制限を定めなければならない。

2 機構は、取り扱う情報に、前項で定めた取扱制限を付さなければならない。

3 機構は、自組織以外の組織との情報の提供、運搬及び送信に際しては、情報の取扱制限を明示等しなければならない。

(情報のライフサイクル管理)

第17条 機構は、情報の作成、入手、利用、保存、提供、運搬、送信及び消去の各段階で、情報の格付及び取扱制限に従って必要とされる取扱いが損なわれることがないように、必要な措置を定め、実施しなければならない。

(情報を取り扱う区域)

第18条 機構は、自組織が管理する又は自組織以外の組織から借用している施設等、自組織の管理下にあり、施設及び環境に係る対策が必要な区域の範囲を定め、その特性に応じて対策を決定し、実施しなければならない。

(外部委託)

第19条 機構は、機構の情報を取り扱わせる業務を委託する場合には、必要な措置を定め、実施しなければならない。

2 機構は、業務委託を実施する際に要機密情報を取り扱わせる場合は、委託先において

情報漏えい対策や、委託内容に意図しない変更が加えられない管理を行うこと等の必要な情報セキュリティ対策が実施されることを選定条件とし、仕様内容にも含めなければならない。

- 3 機構は、クラウドサービスを利用する場合には、情報セキュリティを確保するための措置を定め、実施しなければならない。
- 4 機構は、機器等の調達に当たり、機器等の開発等で不正な変更が加えられない管理がなされている等のサプライチェーン・リスクへの適切な対処を含む選定基準を定めなければならない。

(情報システムのライフサイクル全般にわたる情報セキュリティの確保)

第20条 機構は、所管する情報システムの企画、調達・構築、運用・保守、更改・廃棄及び見直しの各段階において情報セキュリティを確保するための措置を定め、実施しなければならない。

(情報システムの運用継続計画)

第21条 機構は、所管する情報システムに係る運用継続のための計画を整備する際には、業務継続計画、情報セキュリティポリシーと整合性を確保し、整備及び運用しなければならない。

(情報システムの利用)

第22条 機構は、情報システムの利用に際して、情報セキュリティを確保するために職員等が行わなければならない必要な措置を定め、実施させなければならない。

(情報セキュリティポリシーへの委任)

第23条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、情報セキュリティポリシー他で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年8月31日から施行する。
- 2 国立研究開発法人情報通信研究機構情報セキュリティ管理規程（平成20年5月13日 08規程第16号）は廃止する。
- 3 国立研究開発法人情報通信研究機構セキュリティ研究開発に係る情報セキュリティ管理規程（平成28年3月29日 15規程第165号）は廃止する。

附 則（平成31年3月26日）

この規程は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月23日）

この規程は、令和6年7月23日から施行する。